

一般社団法人新潟県計量協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人新潟県計量協会（以下「協会」という）と称する。

(事務所)

第2条 協会は、主たる事務所を新潟県三条市に置く。

(目的)

第3条 協会は、計量思想を普及啓発し、計量に関する知識及び技術の向上を図るとともに、適正な計量管理を推進することにより適正な計量を実現し、もって経済の発展及び県民生活の安定向上並びに計量界の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 計量思想の普及啓発
- (2) 計量に関する調査、研究及び指導
- (3) 計量に関する情報の収集及び提供
- (4) 計量技術及び計量管理の研究及び指導
- (5) 計量に関する講演会、講習会、研修会及び見学会の開催
- (6) 計量関係功労者等の表彰
- (7) 関係行政機関及び関係団体との協調及び連携
- (8) 計量機器の検査及び校正
- (9) 計量器代検査に関する事業
- (10) 指定定期検査機関及び指定計量証明検査機関に関する事業
- (11) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第5条 協会の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員
- (2) 賛助会員
- (3) 特別会員

2 正会員は、協会の目的に賛同して入会した、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 計量器の製造の事業を行う個人又は法人
- (2) 計量器の修理の事業を行う個人又は法人
- (3) 計量器の販売等の事業を行う個人又は法人
- (4) 計量器を業務上使用する個人又は法人
- (5) 計量証明の事業を行う個人又は法人

(6) 計量士

(7) 前各号に掲げる者を会員とする団体

3 賛助会員は、前項に規定する者以外で、協会の目的に賛同して入会した個人又は法人とする。

4 特別会員は、学識経験を有する者又は協会に特別の功労のあった者の中から総会において承認された者とする。

(入会)

第6条 協会の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって、除名することができる。この場合において、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付してその旨を通知し、総会において、決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

(1) 協会の定款又は規則に違反したとき。

(2) 協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 2年以上会費を滞納したとき。

(2) 総正会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(搬出金品の不返還)

第11条 会員が既に納入した会費その他の搬出金品は、返還しない。

第3章 役員及び職員

(種類及び定数)

第12条 協会に、次の役員を置く。

(1) 理事 15名以上22名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち、1名を会長、5名以内を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって法上の代表理事とし、専務理事をもって法第91条第1項第2号の

業務執行理事とする。

(役員を選任)

第13条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員の中から選任する。ただし、特に必要があると認められる場合には、正会員以外の者から選任できるものとする。

2 会長、副会長及び専務理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第14条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、協会の職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより協会を代表し、その業務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 専務理事は、常勤とし、会長及び副会長を補佐し、協会の業務を執行する。

5 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第15条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び事務局職員に対して事業の報告を求め、協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第16条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を防げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第17条 理事及び監事は、総会の議決によって解任することができる。ただし、議決前に当該理事又は監事に対して弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事は有給とすることができる。

2 理事及び監事には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(顧問及び参与)

第19条 協会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の推薦により、協会に功労があつた者又は学識経験のある者の

うちから、会長が委嘱する。

- 3 顧問は、協会の重要事項について、会長の諮問に応じ、又は協会の運営に関して意見を述べるができる。
- 4 参与は、会長の諮問に応じ、又は協会の事業に関して意見を述べるができる。

(事務局)

第 20 条 協会の事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を得て会長が任免する。
- 4 事務局長以外の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(備付帳簿及び書類)

第 21 条 協会の主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 許可、認可等登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類

第 4 章 総会

(種別)

第 22 条 協会の総会は、定時総会及び臨時総会とする。

(構成)

第 23 条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって法上の社員総会とする。

(権限)

第 24 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 会員の除名
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会において決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 25 条 定時総会は、毎事業年度終了後 3 月以内に、1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により開催の請求があった時。

(招集)

第 26 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議により会長が招集する。

2 総会を招集するときは、その招集通知を会員に対し、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、1 週間前（定時総会に出席しない会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとする場合には、総会の日々の 2 週間前）までに通知しなければならない。

3 理事会は、前条第 2 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(議長)

第 27 条 総会の議長は、その総会において出席した正会員のうちから選任する。

(議決権)

第 28 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 29 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 12 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第 30 条 総会に出席しない正会員は、あらかじめ通知された事項について理事会で定めた場合は、書面又は電磁的方法をもって、総会に出席する他の正会員を代理人として議決権行使を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用について、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 31 条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び総会に出席した理事のうちから総会において選任された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

第5章 理事会

(構成)

第32条 協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事又は監事から会議の目的である事項を記載した書面をもって開催の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事又は監事が招集したとき。

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

- 2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開会の3日前までに各理事に対し通知しなければならない。
- 3 会長は、前条第2号の請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

ただし、第34条第3号の規定により招集された理事会の議長は、出席した理事の互選により定めるものとする。

(定足数)

第37条 理事会は、現在理事数2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 部会の設置

(部会の設置)

第40条 協会に、第4条の事業を推進するため、次の各号に掲げる部会を置き、各号に定める者を構成員とする。

(1) 計量器部会

第5条第2項(1)、(2)及び(3)に該当する者。

(2) 計量管理部会

第5条第2項(4)に該当する者。

(3) 計量証明部会

第5条第2項(5)に該当する者。

(4) 計量士部会

第5条第2項(6)に該当する者。

2 各部会に、部会長及び若干の部会理事を置く。

3 前項に各部会理事会を置くものとし、第4条に定める事業について計画案を策定し、理事会に提出する。

4 部会の組織及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

第7章 委員会

(委員会)

第41条 協会の事業及び会務の円滑な運営を行うため、会長直轄の専門委員会として、次の委員会を置くものとする。

(1) 総務委員会

(2) 事業委員会

(3) 情報委員会

(4) 研修委員会

2 各委員会に、委員長及び若干の委員を置くものとし、委員長は、会長が指名し、指名された部会長がこれに当たる。

3 委員会は、会長から要請のあった事項及びその目的とする事項について、調査し、研究し、又は審議する。

4 前項で各委員会が調査、研究、審議した事項については、会長に答申する。

5 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第42条 協会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 財産目録に記載された財産

- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第 43 条 協会の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第 44 条 協会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第 45 条 協会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 46 条 協会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(暫定予算)

第 47 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入し、又は支出することができる。

- 2 前項の規定による収入又は支出は、予算が承認された場合、成立した予算の収入又は支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 48 条 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(長期借入金)

第 49 条 協会が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

(特別会計)

第 50 条 協会は、必要があるときは、理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 51 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 52 条 協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 53 条 協会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の不分配)

第 54 条 協会は、剰余金の分配を行うことができない。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 55 条 協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 11 章 雑則

(委任)

第 56 条 この定款に定めるもののほか、協会の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 45 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 協会の最初の会長は、高森博とする。
- 4 協会の最初の専務理事は、捧保文とする。

附 則

この定款は令和 6 年 5 月 30 日から施行する。